

# 法人化に関する Q&A

## I 法人化の目的

**Q：何故法人化するのですか。**

A：同窓会は資産 3.6 億円を保有しています。一方、本会の目的は「同窓生の親睦」に加えて、「国内外の農学・工学分野における公益性の高い東京農工大学の教育・研究に寄与する。」の二つを基幹としています。

このような規模・目的で運営されるようになった本学同窓会は、法人化して運営されている他のいくつかの大学と同様に、組織・体制を法人化して、社会的に認知された法的根拠を持つ団体組織に改編することが望ましいというご意見が先輩諸氏から寄せられていました。

同窓会も設立を援助した「一般財団法人東京農工大学教育研究振興財団」が「東京農工大学基金」設立に伴って数年後に解散することとなり、その残余財産（1 億円強）の受入先として本会が挙げられています。

受入の側が法人の資格を持っていることは、現在の本会のような「みなし法人」よりも適切な内容を持った組織と判断されます。

**Q：法人化するという方向性は、自主的なものなのでしょうか。所謂、当局の指導、指示に基づくものなのでしょうか。また、だれの責任において、この発想をしたのか教えてください。**

A：法人化の方向性は自主的なものです。

昨年度の総会資料で以下のご提案をしました。

.....

平成 22 年 7 月第 4 回常務理事会で、「同窓会の現状と課題及びその取組みについて」議論を開始。その中で同窓会の法人化について議論をしていくことが確認された。

↓

平成 28 年 1 月、法人化検討委員会を立ち上げ検討を再開。

↓

平成 28 年 5 月 20 日開催の、平成 28 年度第 2 回常務理事会で、同窓会法人化の案件について下記の内容を上程することを決定

## 記

- ・法人化を、財団の方向性に合わせて準備をしていく。
- ・一般社団法人への移行を検討していく。

・法人化のスケジュール

○平成 28 年 11 月の副会長懇談会を目途に定款試案を作成し、副会長懇談会で検討依頼する。

○平成 28 年 11 月から平成 29 年 4 月頃までに部会・支部で検討、ご意見をいただく。

○平成 29 年 5 月の平成 29 年度総会で、最終的な定款案を発表する。

○平成 29 年 5 月から一年かけて部会・支部で議論して構成員への理解を深めてもらい、平成 30 年 5 月の平成 30 年度総会で定款を決定する。

以上

.....  
その結果上記提案が承認されました。

**Q：法人化するメリット、デメリットは何ですか。特にデメリットに対する対処方法はどのようにするのですか。**

A：法人化のメリット・デメリット

① メリット

- ・社会的に認知された法的根拠を持つ団体組織に改編できます。
- ・一般の寄附の受け皿として、さらに新たな事業展開（例えば学生援助事業）する上でも幅が広がり、社会的に説明責任を果たせるようになります。

② デメリット

- ・できるだけ、現行と同じように運営したいと考えていますが、いくつか組織の変更をしなければなりません。

デメリットの解消については検討した結果が、今回のご提案でかなり現行に近い形で運営できると考えております。

## II 法人の種類

**Q：一般社団法人と一般財団法人のいずれを考えているのですか。**

A：昨年の 11 月の説明会でもご説明しましたが、現行の同窓会が移行しやすい一般社団法人化を考えております。現在 14 の他大学同窓会が一般社団法人化しております。1 大学だけ、財産保有を目的に一般財団法人になっています。

**Q：そもそも公益法人の法律は同窓会を想定してなかったと思います。法律にも同窓会を想起させる条項はないようですし、内閣府の指導は法律の趣旨というよりは社会制度の常識に基づいたものかと考えます。**

とはいえ、すでにいくつかの大学で選挙を導入しているとすれば、今は出来るだ

け現在の役員選出の仕組みに近い選挙制度とすることでしょうか。

それでも、プライベートな色彩が強い同窓会に内閣府の言う公平性、公共性を持ち込むことに違和感を覚えます。

A：公益法人化を目指している訳ではありません。

「同窓会を法人化すべし。」と言うご意見を頂き、どのような形態があるか検討をいたしました。NPO 法人や一般財団法人など色々と検討した結果、一般社団法人を選択いたしました。このことは支部説明会でも説明いたしました。

一般社団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(「法人法」)に基づく法人で、「だれでも副数人が集まって設立することも出来る法人」で、公共性を求められているわけではありません。

「法人法」は内閣府の管轄なので内閣府の考え方が影響してきます。ただ、ほかの形態の法人は同窓会とはなじまないと思います。それゆえ、他大学同窓会が一般社団法人を選択しているのだと思います。

もともと「法人法」はご指摘の通り同窓会を想定していたわけではないと思います。むしろ、農工大の同窓会が法人化をする際に一般社団法人が一番近いと判断した経緯があります。

内閣府も、公共性・公益性を求める法人と普通の法人との区別をしています。今回は、普通の一般社団法人化を目指しています。

ただ、社員＝同窓会会員と言う考え方は根底にあり、総会の成立を考えた時に、特別に代議員制度も可と内閣府が解釈してくれているのです。

### Ⅲ 代議員選挙について

Q：代議員選出方法として何故選挙を行うのですか。

A：法人法で、一般社団法人の総会は社員(会員)全員により組織することが義務付けられています。

「全員による組織を回避」する方法として、代議員制度が認められています。内閣府の指導で、代議員は選挙による方法で選出される方法で選出しなければなりません。

Q：選挙ではなく、支部の最高決議機関である支部総会で決定する形ではいかがですか。

A：代議員選出に当たり、一票の格差があってはいけないと指導されています。100

人の支部と1,000人の支部で各1人というわけにはいきません。平等性の確保が必要です。

また、今まで部会からも代議員の選出がありました。部会からの代議員も選出できる様に検討しております。

支部選挙での選出と部会選挙での選出となると、一人が2回選挙を行う形になります。これも認められません。

そこで、支部推薦代議員候補(支部長含む)と部会推薦代議員候補(部会長含む)と立候補代議員候補を明記した候補者名簿一覧を、HP及び1月発行の農工通信で発表して、農工通信に同封された投票用紙により選挙を行うことを検討しています(投票が無い場合は承認と見なすことを明記)。

**Q：総会構成員代議員として支部代表者になることとなっておりますが、定款の第7条に「代議員を選挙により選出し」とあります。支部代表者を選挙により選出しなければなりませんか。**

A：今まで通り、代議員候補者を推薦していただければよろしいと思います。

支部からは、総会構成員代議員の候補者を推薦していただき、代議員候補者一覧に記載し、正会員全員による選挙を行います。

下部規程の代議員選出方法に関する規程にその方法が規定されているのでご覧ください。

**Q：代議員の候補となる支部代表者の選出方法については、これまでどおり支部に任せていただけるということでしょうか。**

A：原則現行通りと考えておりますので、お任せすることになります。

**Q：代議員の選出方法に関する規程、第2条の150名～250名に1人とは選出される代議員総数が、この範囲に収まるということですか。**

A：法人化時の登録会員数は40,000人を想定しています。 $40,000/246=162$ 名で162人に一人の割合で選出した形になります。将来の会員数の増加にも対応できるように幅をもたせました。

**Q：部会からの代議員選出について、林学部会の現行代議員数は2となっております。一方、「一般社団法人 東京農工大学同窓会 代議員候補者の選定に関する申し合わせ(素案)」の第2条第3号によれば、林学部会は3人となるかと思っております。代議員数はどのようになるのでしょうか。**

A：現行は

1,000人未満

1人

1,000人以上から2,500人未満 2人

2,500人以上 3人

となっており、林学部会は1,626人なので2人になっています。

移行後は700人に1人の割合ですので、 $1,626/700=2.32$ 人なので3人ということになります。

#### IV 会長・副会長

**Q：定款22条では会長、副会長は総会において代議員の中から互選するとありますが申し合わせ第2条では理事会が総会に推薦するとあり、合わないと思います。**

A：定款22条では代議員の中からの互選としておりますが、総会当日ある程度会長や副会長の候補者がいないと議論が出来ないので、理事会で推薦して総会の代議員によって選出していただくというのが申し合わせの趣旨です。

当然、総会で別の者が選出されるということは考えられます。現行でも、候補者をご信任いただく形を取っております。

ただ、定款の規程体系の中で理事会の推薦ということは、法人法上明記できませんので、「申し合わせ」にしています。

副会長は部会長と同一人物(現行と同じ)ということ想定していますが、副会長は代議員の互選で選ぶことが必要なので、申し合わせで理事会が候補者(部会長)を推薦するということを考えております。

**Q：部会長の位置づけについてですが、部会長 → 副会長(従前どおり) → 総代議員の位置づけと考えると宜しいですか。**

A：そのように考えてよろしいと思います。

#### V 理事

**Q：支部選出理事の人数は何人程度とお考えですか。**

A：4人以内と考えています。こちらが指定は出来ませんが旅費の関係から、関東近県がいいというご意見が今年の支部説明会では出ていました。

## VI 部会・支部

Q：支部会が独自の組織体を作る形にするとありますが、具体的な内容はどのようなことでしょうか？

①支部会の定款の作成が必要ですか。必要な場合、雛形の提供がなされますか。

②定款に基づいて、支部長、支部代議員、支部理事の選出が必要ですか。選任の経緯の議事録の作成、保管（何年）は必要ですか。

③どの程度の事業報告、決算、監査状況の記録の作成、保管が必要ですか。

④その他、同窓会定款に準じた手続き、記録、記録の保管が必要ですか。

A：定款上そのような形を取るということで、基本的には今まで通りと考えております。

ですから、①.③.④については必要ないと考えております。もちろん支部で作成してもかまいません。②.の支部長、支部代議員については、改選時の総会の前年に支部で選出いただく必要があります。

Q：会員は、部会と支部会の両方に所属している事になりますが、もし同じ案件を協議して結果が別々のことになった場合、部会長会と支部長会が会員の意向を反映する会となりえるのでしょうか。

A：もともと、最終議決権は総会にあります。部会長会と支部長会では総会に提出する議案があればそれについて審議する形になります。

また、部会長会は部会に固有の、支部長会は支部に固有の問題について議論していただこうと考えております。同じ項目についてということ想定していませんが、もし同一項目についての議論をする場合も、最終議決権は総会にありますのでそれぞれの会議は意向表明ということになるかと思えます。

その場合は、理事会が調整等を担う必要が出てくると思います。

Q：年1回開催することになる部会長会、支部長会で通常協議すること（理事の選出以外のこと）はどういうことなのでしょうか。

A：部会長会議は、今までの副会長懇談会同時期の11月の開催を予定しております。移行後は、部会長会議と副会長会議を同時に開催する形（部会長＝副会長）を想定しています。

支部長会の開催時期について検討中です。

現行の副会長懇談会は議決機関ではなく懇談会となっています。移行後も部会長会議・副会長会議として総会に提案する議案があれば、その議案について総

会で審議する形になります。

昨年の副会長懇談会の懇談内容は以下の通りです。

- (1) 同窓会の一般社団法人化について  
(東京農工大学教育研究振興財団の動向報告を含む)
- (2) 部会構成員の二重登録について
- (3) 部会構成員のメールアドレスの収集について
- (4) 同窓会正会員の総会構成員の登録について
- (5) 農工通信への寄稿者の推薦及び広告出稿企業紹介のお願いについて
- (6) その他

となっており、部会としての課題について議論し、各部会の抱える問題点について情報交換して懇親を深めて貰っております。ここ数年、部会の構成単位についての議論を重ねていて、ご意見を常務理事会で議論したりしています。

昨年の支部説明会の席上で、支部長会議を開いて各支部の抱える問題点について情報交換する場が欲しいというご意見がありましたので、ご提案をしている状況です。

支部長会議で総会に提出する議案があれば、その議案について総会で審議する形になります。

**Q：「東京農工大学同窓会 部会等に関する規程（素案）」の第7条において、「部会総会を原則1年に1回開催する。」と規定されていますが、現行の2年に1回は「原則」の範疇にあると理解してよいですか。**

A：部会総会開催の原則年1回は現行の2年に1回も「原則」の範疇でよろしいかと思いますが、努力目標とお考えください。

**Q：支部に関する規程・第7条で『支部総会を…原則1年に1回開催する』と言う部分について、当支部総会は隔年開催として、その間に発生した、総会に上程出来ない緊急案件等は役員4名で協議・決定して会員に報告する形式をとっています。このような対応は如何でしょうか。**

A：原則の範囲内だと思いますので、よろしいと考えます。

**Q：現行の当支部規約では、「緊急案件の協議・決定」については、明記しておらず「3.役員」の記載内容を拡大解釈して対応すると考えております。従って、この部分に関してご助言を頂ければ幸いです。**

A：「緊急案件の協議・決定」については、色々な問題が含まれると思います。

支部単位の会員の把握そのものが完全な形では行えません。卒業時の実家の



住所が登録されていて、実際は、所属支部にお住まいでない方がいらっしゃると思います。

今までは、緊急でないものについては、支部総会で決定していたかと思いますが、支部総会開催の通知が全員に届いているのか、各支部とも難しい状況にあると思います。

特に委任状を提出していただいているわけではないと思います。法人法では、総会の開催に替えて、電子媒体による審議が認められていますが、支部では電子媒体による審議はアドレスの登録状況からいって難しいと考えます。

お知らせしましたように、法人化移行後の「支部は定款上、同窓会の組織として設置されません」ので、法人法の枠外と考えられます。

そういった意味では、「緊急案件の協議・決定」については役員に一任できるといった規程も考えられます。支部の規定で明記する方法が考えられます。

**Q：「東京農工大学同窓会 部会等に関する規程（素案）」第8条第1項において、「部会は、原則として学科等の再編統合に合わせて改廃するものとする。」と規定されていますが、学科等の再編後も継続している部会について、この規定はどのように適用されるのでしょうか。**

A：現行の規定もこのような規定になっていて、「学科等の再編統合に合わせて改廃する。」はその都度検討するという意味で現在は捉えています。出来るだけ現行優先と考えております。

## VII 部会・支部の対応

**Q：支部として支部の組織や会則の見直し等の対応が必要ですか。**

A：原則今まで通りと考えています。なので、支部の組織や会則の見直しは必要ないと考えています。通帳等の名義変更も必要ないと考えております。

**Q：支部等に法人化の指導を行う予定は無いのですか。**

A：支部に関していうと、今回のご提案でほぼ現行通りの運営が出来ると考えております。新たに支部にお願いすることは無いと考えております。法人化の指導をすることは今考えておりません。

**Q：『法人化に向けた支部規約（雛形例）』的なものはお示しにならないのでしょうか。**

A：実行上、現行と同じと考えていますので、支部で新たな対応をする必要は



無いと考えています。

## VIII 今後の進め方

**Q : 法人化について、今回の通常総会の上程後1年をかけて議論していかれるとのことですが、具体的にどのような形(場)での議論を予定されていますでしょうか。**

A : 昨年度は、部会向けと支部会向けの説明会を開催いたしました。その際承ったご意見を反映させるべく、その後の法人化検討委員会及び常務理事会で検討して、今回の定款と下部規程をご提案しております。

また、各部会・支部から事務局宛にご意見が寄せられ、これも法人化検討委員会及び常務理事会で検討して頂いております。

本年も同様な作業を計画しております。また、ホームページや農工通信でも情報発信をしていく予定です。

**Q : 支部会員への周知や意見集約の方法はどのようにお考えですか。**

A : 同窓会事務局としては、ホームページに掲載すると同時に農工通信でお知らせします。

意見集約については、同窓会事務局で受けますが、可能な範囲で支部単位にまとめていただけるとかなり助かります。